

めるため、本案を提出いたします。

都市計画決定された環状第四号線沿道高輪地区地区計画の区域内における建築物の制限を定

(説明)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

地区	ハ―三
<p>除合用で敷一部のき基利のの権所てつ地にた受け定の指換は分地りに事に整理区土 合る場す利地の全そづにに他そ有、い、に土受けを指地仮又処換よ業理画地 く。</p>	
<p>歩行者の安全 性及び利便性 を高めるため に設けるもの で、環状第四 号線に接続す る歩行者アツ キ及びこれに 設置される屋 根、柱、壁そ の他これらに 類するものを 除く。</p>	